

東京福祉大学大学院 博士号取得指導と論文審査方法に関する細則

（趣旨）

第1条 この細則は、東京福祉大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び東京福祉大学学位論文に関する取扱細則に定めるもののほか、学位規程第3条第3項に規定する学位（以下「課程博士」という。）の授与を申請する者にかかわる博士号取得の指導と審査方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（博士論文作成計画書）

第2条 課程博士の授与を申請する者は、指導教員の指示に基づき、博士論文の執筆及び提出に先立ち博士論文作成計画書を提出する。

（有資格者認定）

第3条 各研究科委員会は、提出された博士論文作成計画書に基づき、記述試験及び口頭試問を行い、合格した者を博士論文提出有資格者（以下「有資格者」という。）として認定する。

（学位申請）

第4条 有資格者として認定された者は、学位規程第4条第1項の規定により学位授与の申請を行う。

（審査）

第5条 博士論文の審査は、各研究科委員会がこれを行う。

2 前項の審査にあたり、各研究科委員会は博士論文審査委員会を設置する。

3 前項の博士論文審査委員会は原則として各研究科委員会の委員を含む3人の博士論文審査委員によりこれを構成する。

4 博士論文の内容に照らし、各研究科委員会の委員以外の者の審査委員は、各研究科委員会の推薦により、学長がこれに委嘱する。

5 前項の各研究科委員会の推薦は適格審査の審議を経て行う。

（改廃）

第6条 この細則の改廃は、各研究科委員会で協議の上、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

（附則）

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

（附則）

この細則は、平成24年3月1日から施行する。